

熱海市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第19号

熱海市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第1条 熱海市税賦課徴収条例（平成16年熱海市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2中第26項を第27項とし、第25項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

附則第26条第4項中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

第2条 熱海市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第26条第4項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中熱海市税賦課徴収条例附則第10条の2中第26項を第27項とし、第25項の次に1項を加える改正規定 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日
- (2) 第1条中熱海市税賦課徴収条例附則第26条第4項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日
- (3) 第2条の規定 平成31年4月1日